

自 令和 8 年 9 月 1 日
至 令和 8 年 9 月 18 日

18日間

No. 1

令和 8 年
第 3 回

四国中央市議会定例会議案書

(令和 8 年 9 月 18 日追加提案分)

四 国 中 央 市

令和 8 年 第 3 回 四 国 中 央 市 議 会 定 例 会 議 案 目 録

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	令和 7 年度四国中央市一般会計及び特別会計歳入歳出決算 の認定について	3
認 定 第 2 号	令和 7 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用 水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算 の認定について	4
議 案 第 77 号	四国中央市教育委員会委員の任命につき同意を求めること について	5
議 案 第 78 号	四国中央市副市長の選任につき同意を求めることについて	6
議 案 第 79 号	四国中央市副市長の選任につき同意を求めることについて	7
議 案 第 80 号	市長等の給与の特例に関する条例の制定について	8
議 案 第 81 号	下泉田線道路災害復旧工事請負契約の締結について	9

認定第 1 号

令和 7 年度四国中央市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 18 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- 1 令和 7 年度四国中央市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 7 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 7 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 7 年度四国中央市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 7 年度四国中央市福祉バス事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 7 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 7 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 7 年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 7 年度四国中央市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 7 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 7 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 7 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 14 令和 7 年度四国中央市財産区管理会特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 7 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 77 号

四国中央市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

四国中央市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市三島金子	石川 直子		再任

議案第 78 号

四国中央市副市長の選任につき同意を求めることについて

四国中央市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市中之庄町	高 橋 徹		新任

議案第 79 号

四国中央市副市長の選任につき同意を求めることについて

四国中央市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市川之江町	山縣 富士夫		新任

議案第 80 号

市長等の給与の特例に関する条例の制定について

市長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

市長等の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第 1 条 この条例の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長及び教育長の給料月額は、四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 37 号。以下「特別職給与条例」という。）別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

職名	市長	副市長	教育長
給料月額	750,000 円	650,000 円	600,000 円

(期末手当の特例)

第 2 条 特例期間における特別職給与条例第 4 条の規定の適用については、同条中「前条に規定する給料月額」とあるのは、「市長等の給与の特例に関する条例（令和 8 年四国中央市条例第 号）第 1 条に規定する給料月額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 11 年 3 月 31 日（この条例の施行の際現に在職する市長が同日前に退職した場合にあっては、当該退職した日）限り、その効力を失う。

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給与に減額措置を講ずることに伴い、本条例を制定するものである。

議案第 81 号

下泉田線道路災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 18 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 下泉田線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 171,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国中央市新宮町新宮 1055 番地
藤田・稲村特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社藤田組
代表取締役 藤田 満胤 |

提案理由

下泉田線道路災害復旧工事請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。